

令和4年度 守口市ものづくり企業訪問バスツアー

(もりクルート事業) 参加企業募集要項

1 バスツアーの目的

工業系の学生が、市内ものづくり企業をバスで巡ることにより、求人票やリーフレット等だけではわからない、ものづくりの現場ならではの魅力や気づきの獲得を目指す。また、職場座談会も合わせて行うことで、実際に働いている人々の声を聴き、その企業で、自分が働くことを想像する後押しを行います。

2 募集企業

市内に事業所を有しているものづくり企業※。

※ものづくり企業 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第2条第1項各号に掲げる中小企業者である会社(ただし、租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号)第 27 条の4第 21 項各号に掲げる法人及び国又は地方公共団体の出資又は拠出に係る法人を除く。)又は個人事業主であり、かつ製造業(日本標準産業分類(平成 25 年総務省告示第 405 号)に規定する大分類―E製造業に分類される事業をいう。)を主として営んでいる事業者

3 募集企業数

5社程度※

※原則、令和4年度 守口市インターンシップ(もりクルート事業)参加企業を想定しております。

4 バスツアー実施内容

バスツアーによって訪問する 10 人程度の工業系の学生を対象に、ものづくり企業が、ものづくりの現場ならではの魅力や気づきの獲得を目指し、工場見学や職場座談会(以下「工場見学等」という。)を実施します。

5 バスツアー実施期間

令和4年 12 月から令和5年1月までのうち、市が指定する1日で、午前・午後の部に分けて実施。また、各参加企業の工場見学等の時間は1時間程度とします。スケジュールは、下表を参照してください。※

出発(8:30)	午前の部	昼食	午後の部	到着(16:30)
守口市役所	2社訪問 又は 3 社訪問	守口市役所 (予定)	3社訪問 又は 2 社訪問	守口市役所

※1台が午前中に A・B 社を訪問し、もう1台が C・D・E 社を訪問します。昼食後、訪問企業を交代します。後日市から詳細なスケジュールについて通達します。

6 バスツアー実施場所

守口市内のものづくり企業事業所

7 バスツアー参加費用

参加学生の傷害保険等は、市が加入します。

8 必要書類

- (1)令和4年度守口市ものづくり企業訪問バスツアー(もりクルート事業)受入計画書
- (2)ものづくり企業の概要が確認できる書類

9 申込方法

市ホームページに掲載する令和4年度守口市ものづくり企業訪問バスツアー(もりクルート事業)受入計画書※を確認し、に必要事項を記入の上、必要書類を添付し、直接、郵送又はメールで守口市市民生活部地域振興課へ提出(ただし、令和4年9月 30 日(金)必着)

※「守口市 もりクルート」で検索するか、右記 QR コードをご参照



(1)提出先

住所 〒570-8666 守口市京阪本通2-5-5

守口市 市民生活部 地域振興課(守口市役所5階)

メール Mori_chiikishinko@city-moriguchi-osaka.jp

(2)受付時間 平日午前9時～午後5時 30 分(土・日・祝日を除く)

10 募集期間

令和4年9月1日(木)から令和4年9月 30 日(金)まで

11 バスツアーの留意事項

- (1) 令和4年度守口市ものづくり企業訪問バスツアー(もりクルート事業)は、求人票やリーフレット等ではわからない、ものづくりの現場ならではの魅力や気づきの獲得を目的としており、事前選考に繋がるような質問等、バスツアーの参加学生に対して、採用に関する活動は行わないようにしてください。また、バスツアーに必要な範囲を超えて、参加者の個人情報を取得しないでください。
- (2) 工場見学等実施中は、参加者に対して、社内規則、社内規範等の徹底を図り、安全確保に十分に配慮するとともに、安全確保のために必要な対策を講じてください。
- (3) 工場見学等の実施にあっては、新型コロナウイルス感染症防止等に関する必要な対策を十分に講じてください。
- (4) 工場見学等実施後、参加学生に市が提供するアンケートを実施してください。
- (5) バスツアー実施において、知り得た個人情報を紛失し、または他に漏らすことのないよう、機密保持に万全の注意を払ってください。

12 問合せ先

守口市市民生活部地域振興課 担当 満永(みつなが)
〒570-8666 守口市京阪本通2-5-5
電話 06-6992-1491
FAX 06-6998-0345